

原子力発電所事故に係る 情報収集・情報発信を 中心とする対応マニュアル

平成 26 年 1 月 9 日

(令和 3 年 3 月 17 日改正)

長 野 県

目次

1	マニュアルの基本的な考え方	1
2	原子力発電所事故に対する県の対応の全体像	2
3	警戒事態の発生	3
4	施設敷地緊急事態の発生	7
5	全面緊急事態の発生	11
6	連絡先等一覧	15
7	その他	16
	（1）職員の派遣による情報収集	16
	（2）通報連絡体制がない原子力発電所において重大事故が発生した場合	16
	関連資料	17

1 マニュアルの基本的な考え方

(1) マニュアル策定の趣旨

ア 原子力災害の特殊性

原子力災害は、地震、風水害などの他の災害とは異なり、放射線を五感で直接感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないなどの特殊性がある。

また、東日本大震災における原子力災害では、放射性物質が広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

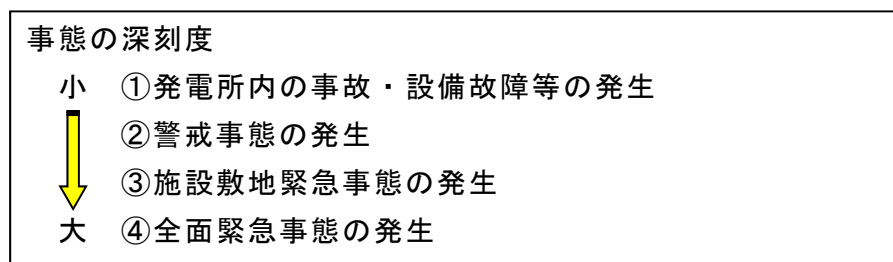
イ マニュアル策定の必要性

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、県民の生命、身体、財産を保護するためには、県、市町村、防災関係機関は、できる限り早期に的確な応急対策を実施する必要がある。

そのために、最も重要である、迅速な「情報収集・情報発信」を中心とした対応について、マニュアルを策定するものである。

(2) 「情報収集・情報発信」の基本的な考え方

ア 原子力災害の特殊性から、原子力発電所における事故等の深刻度により、4つのレベルに対応した迅速な「情報収集・情報発信」を行う。



イ 本マニュアルでは、現在、通報連絡体制が整備されている東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所及び中部電力(株)浜岡原子力発電所での事故を想定しているが、他の原子力発電所事故等により、本県への放射能の影響が及ぶ恐れのある場合においても、本マニュアルに準じた情報収集・情報発信を行うものとする。

(3) Nアラート（原発事故等の際に原子力規制庁から送信される緊急情報メール）

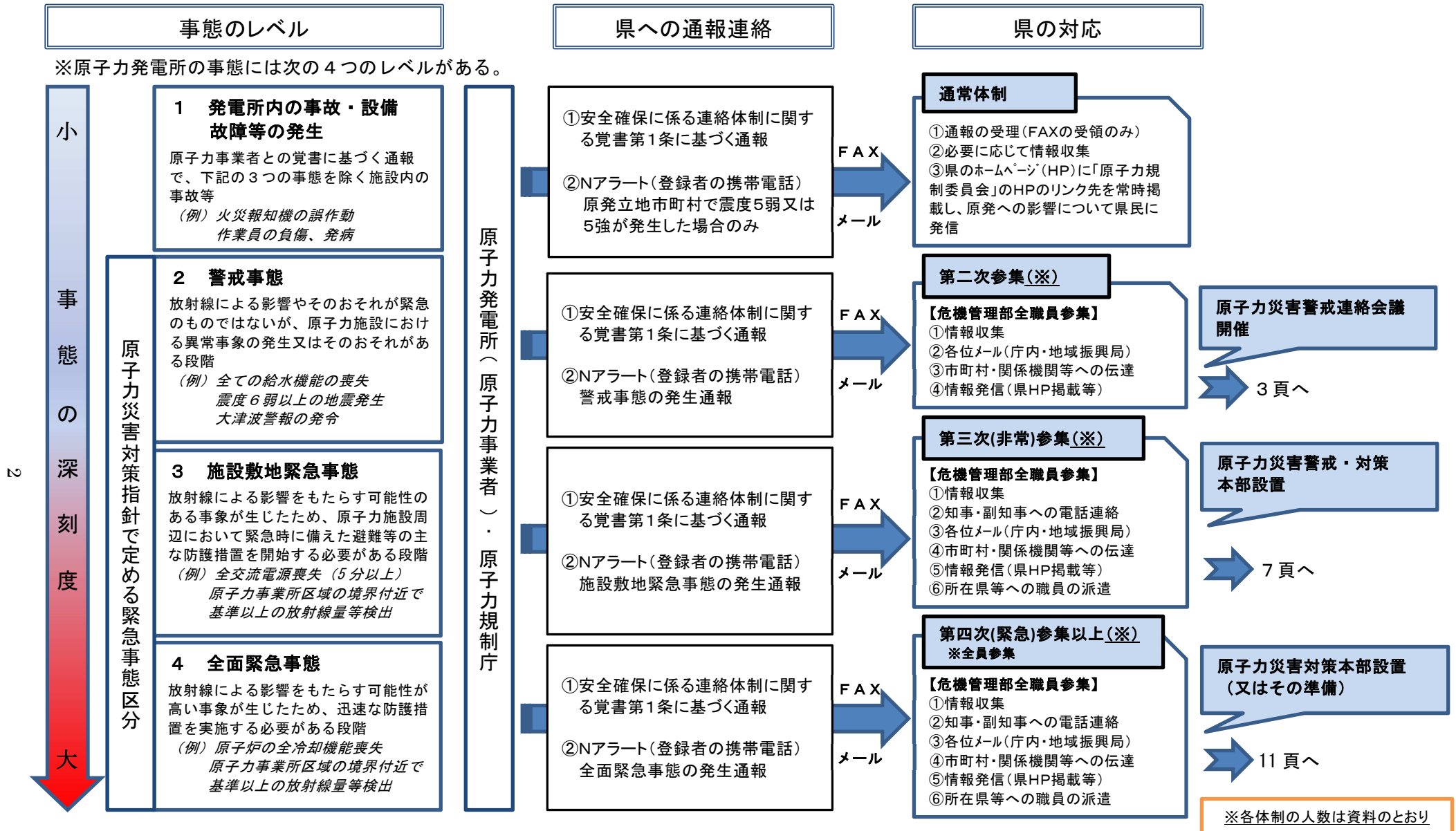
危機管理部全職員は、迅速な災害対応を図るため、あらかじめNアラートの受信登録を行い、いち早く事故の情報を入手できる体制を確保するものとする。

(4) 本マニュアルの見直しについて

本マニュアルは、国や他県の動向を踏まえ、随時見直しを図ることとする。

2 原子力発電所事故に対する県の対応の全体像

(東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原発 / 中部電力(株) 浜岡原発)



警戒事態

3 警戒事態の発生

①全ての給水機能の喪失、②立地県で震度6弱以上の地震の発生、③立地県で大津波警報が発令された場合など

活動体制：警戒体制（危機管理部職員は全員参集）

(1) 原子力発電所からFAX（「警戒事態発生通報」）、Nアラートによる事故情報を受信

（警戒事態通報様式例）

警戒事態発生通報（第 報）

		年__月__日	
		内閣総理大臣、原子力規制委員会、()知事、()市長、()村長、関係市町村長 殿	
		警戒事態発生通報	通報者名 _____
			連絡先 _____
警戒事態を判断する事象の発生について、原子力災害対策指針及び()原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき通報します。			
原子力事業者の名称及び場所		()株式会社 ()原子力発電所 (県 市)	
警戒事態の発生箇所		()原子力発電所__号機	
警戒事態の発生時刻		__年__月__日__時__分 (24時間表示)	
発生した警戒事態の概要	警戒事態の種類	①原子炉停止機能の異常 ⑧原子炉制御室等に関する異常 ②冷却材の漏えい ⑨通信設備異常 ③給水機能の喪失 ⑩火災又は溢水の発生 ④残留熱除去機能喪失 ⑪障壁の喪失 ⑤交流電源喪失 ⑫立地県で震度6弱以上の地震発生 ⑥停止中の原子炉異常 ⑬立地県で大津波警報発令 ⑦燃料プールに関する異常	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他(_____)	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、全制御棒全挿入） ECCS系の作動状態 （要求信号／有・無、成功、一部失敗、全台失敗） 排気筒放射線モニタの指示値(排気筒名：_____) 変化無し、変化有り(発生前の値__cps→最大値__cps) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (発生前の値__nGy/h →最大値__nGy/h, MPNo.____) その他 _____	
その他警戒事態の把握に参考となる情報			

(2) 各位メールの送信

- ① F A X受信者は、メール文を作成し、「各位メール※」を送信する。
- ②各位メールにより、危機管理部全職員と他部局第二次参集該当職員を参集させる。

※「各位メール」の送信先

知事・副知事（秘書課を含む）、部局長、部局第一連絡者、危機管理部職員

(3) 職員の参集

該当職員はメール受信後、速やかに参集し、警戒体制を整える。

(4) 県機関、市町村、防災関係機関へ一斉 F A X 送信

- ① F A X受信者は、受信した「警戒事態発生通報」を、地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所、市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、気象台へ防災行政無線 F A Xを用いて、一斉に転送する。
- ② F A Xの転送にあたっては「県の対応状況等」の情報を記載する。

(5) 情報収集・連絡体制の確保

- ①参集した危機管理部職員は情報の収集を開始する。
- ②原子力規制委員会（原子力事故対策本部）、立地県の各ホームページから情報を収集する。
- ③立地県へ電話による連絡体制を確保する。

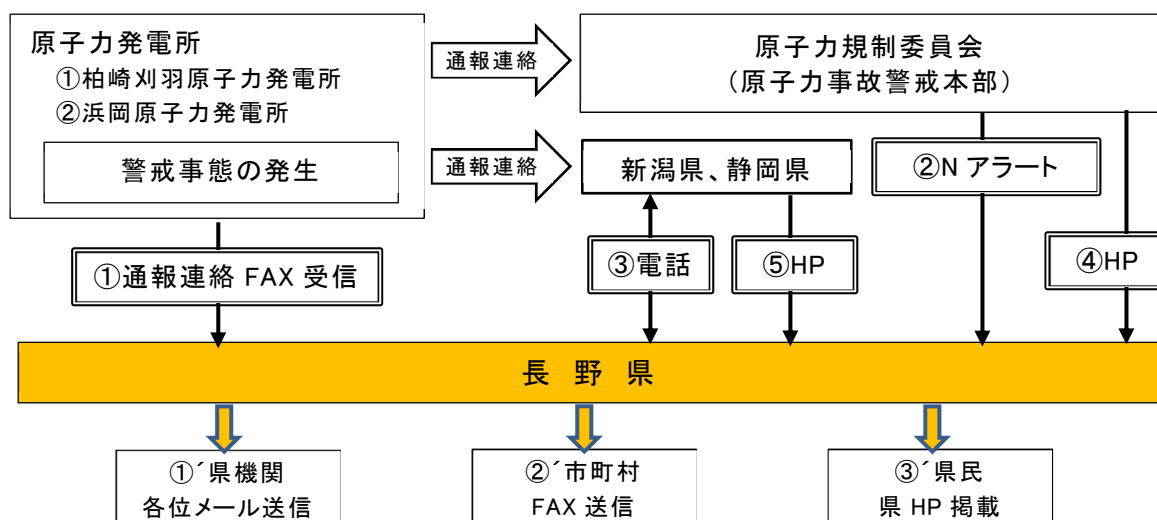
(6) 県ホームページの開設

- ①県ホームページの掲載にあたっては「県の対応状況等」の情報を掲載する。
- ②県ホームページに、立地県・原子力規制委員会の各ホームページをリンクさせる。

(7) 原子力災害警戒連絡会議の開催

庁内での情報共有を図るため、速やかに「原子力災害警戒連絡会議」を開催する。

参考：警戒事態発生時の情報収集・情報発信フロー図



(8) 情報収集と情報発信の具体的な内容

ア 情報の収集手段と内容

情報の収集	収集手段、内容	①収集手段	②想定される情報の内容
	原子力事業者 (柏崎刈羽原発) (浜岡原発)	1 F A X 専用衛星回線FAX (柏崎刈羽原発のみ) ※危機管理部室内で受信 2 メール ※危機管理防災課アドレスに受信 3 電話による収集	1 警戒事態の発生箇所 2 警戒事態の発生時刻 3 発生した警戒事態の概要 ①警戒事態の種類 ②想定される原因 ③検出された放射線量の状況 検出された放射性物質の状況 又は主な施設・設備等の状態等
	立地県	1 ホームページ 2 電話	1 原子力災害の状況 2 県、所在市等が講じている施策
	原子力規制委員会	1 Nアラート ※登録者あて緊急情報メール 2 ホームページ	1 プラントの運転状況 2 モニタリング情報 3 顕在化している被害や異常 4 施設等の安全点検の状況
	報道	テレビ、ラジオ インターネット等	1 事故の状況等 2 災害情報

イ 情報の発信手段と内容

情報の発信	発信手段、内容	①発信手段	②情報の内容		
	県	1 知事、 副知事、 部局長、 部局担当者	1 メール	受信時刻・通報元/発生箇所/事故の概要/ 放射能漏えいの有無/事故の動向/県の対 応の必要性 1 原子力事業者からのFAXを転送 2 立地県ホームページ情報(リンク) 3 原子力規制委員会ホームページ (リンク) (注) FAX 転送、ホームページ掲載 にあたっては、「長野県の対応状況 等」の情報を記載	
		2 地域振興局 3 建設事務所 4 保健福祉 事務所	1 F A X 2 メール 3 電話 4 ホームページ		
		市町村	1 市町村 2 消防本部		1 F A X 2 メール 3 電話 4 ホームページ
			関係機関		1 警察本部 2 自衛隊 等
県 民	ホームページ	1 立地県ホームページ情報(リンク) 2 原子力規制委員会ホームページ (リンク)			

施設敷地緊急事態

4 施設敷地緊急事態の発生

①全交流電源喪失（5分以上）、②原子力事業所区域の境界付近で基準以上（原災法第10条）の放射線量等が検出された場合など

活動体制：非常体制

（1）原子力発電所からFAX（「第10条通報」、Nアラートによる事故情報を受信

（施設敷地緊急事態通報様式例）

施設敷地緊急発生通報（原子炉施設）

年__月__日							
内閣総理大臣、原子力規制委員会、()知事、()市長、()村長、関係市町村長 殿							
第 10 条 通 報	通報者名 _____						
	連絡先 _____						
施設敷地緊急事態の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。							
原子力事業者の名称及び場所	()株式会社 ()原子力発電所 (県 市)						
敷地施設緊急事態の発生箇所	()原子力発電所____号機						
施設敷地緊急事態の発生時刻	____年__月__日__時__分（24時間表示）						
発生した特 定 事 象 の 概 要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">敷地施設緊急事態の種類</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①冷却材漏えい ②注水機能喪失 ③残留熱除去機能喪失 ④交流電源喪失 ⑤直流電源喪失(部分喪失) ⑥停止中原子炉に関する異常 ⑦燃料プールに関する異常 ⑧原子炉制御室等に関する異常 ⑨通信設備異常 ⑩火災又は溢水の発生 ⑪原子炉格納容器機能の異常 ⑫原子炉格納容器圧力逃がし装置使用 ⑬障壁の喪失 ⑭放射線量等の検出 ⑮外的な事象による影響 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">想定される原因</td> <td style="vertical-align: top;">故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等</td> <td style="vertical-align: top;"> 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、全制御棒全挿入） ECCS系の作動状態 (要求信号／有・無、成功、一部失敗、全台失敗) 排気筒放射線モニタの指示値(排気筒名: _____) 変化無し、変化有り(発生前の値__cps→最大値__cps) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (発生前の値__nGy/h →最大値__nGy/h, MPNo.____) その他 _____ </td> </tr> </table>	敷地施設緊急事態の種類	<ul style="list-style-type: none"> ①冷却材漏えい ②注水機能喪失 ③残留熱除去機能喪失 ④交流電源喪失 ⑤直流電源喪失(部分喪失) ⑥停止中原子炉に関する異常 ⑦燃料プールに関する異常 ⑧原子炉制御室等に関する異常 ⑨通信設備異常 ⑩火災又は溢水の発生 ⑪原子炉格納容器機能の異常 ⑫原子炉格納容器圧力逃がし装置使用 ⑬障壁の喪失 ⑭放射線量等の検出 ⑮外的な事象による影響 	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、全制御棒全挿入） ECCS系の作動状態 (要求信号／有・無、成功、一部失敗、全台失敗) 排気筒放射線モニタの指示値(排気筒名: _____) 変化無し、変化有り(発生前の値__cps→最大値__cps) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (発生前の値__nGy/h →最大値__nGy/h, MPNo.____) その他 _____
敷地施設緊急事態の種類	<ul style="list-style-type: none"> ①冷却材漏えい ②注水機能喪失 ③残留熱除去機能喪失 ④交流電源喪失 ⑤直流電源喪失(部分喪失) ⑥停止中原子炉に関する異常 ⑦燃料プールに関する異常 ⑧原子炉制御室等に関する異常 ⑨通信設備異常 ⑩火災又は溢水の発生 ⑪原子炉格納容器機能の異常 ⑫原子炉格納容器圧力逃がし装置使用 ⑬障壁の喪失 ⑭放射線量等の検出 ⑮外的な事象による影響 						
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()						
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、全制御棒全挿入） ECCS系の作動状態 (要求信号／有・無、成功、一部失敗、全台失敗) 排気筒放射線モニタの指示値(排気筒名: _____) 変化無し、変化有り(発生前の値__cps→最大値__cps) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (発生前の値__nGy/h →最大値__nGy/h, MPNo.____) その他 _____						
その他敷地施設緊急事態の把握に参考となる情報							

(2) 各位メールの送信

- ①知事・副知事へ電話連絡する。(危機管理部長若しくは危機管理防災課長)
- ②危機管理部職員は、メール文を作成し、「各位メール」を送信する。
- ③各位メールにより、第三次(非常)参集該当職員を参集させる。

(3) 職員の参集

該当職員はメール受信後、速やかに参集し、非常体制を整える。

(4) 県機関、市町村、防災関係機関へ一斉FAX送信

- ①FAX受信者は、受信した「第10条通報」を、地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所、市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、気象台へ防災行政無線FAXを用いて、一斉に転送する。
- ②FAXの転送にあたっては「県の対応状況等」の情報を記載する。

(5) 情報収集・連絡体制の強化

- ①原子力規制委員会(原子力事故対策本部)、立地県の各ホームページから情報を収集する。
- ②立地県との電話連絡による連絡体制を確保する。
- ③職員の派遣

ア 情報収集・連絡体制強化のため、立地県への職員派遣を準備する。

イ 派遣準備が整い次第、立地県の災害対策本部又はオフサイトセンターへ職員を派遣する。

④情報収集に際し、特に留意すべき情報

- ア 緊急時モニタリング情報
- イ 放射性物質放出の状況
- ウ 立地県の屋内退避、避難等の状況
- エ 大気中放射性物質拡散予測

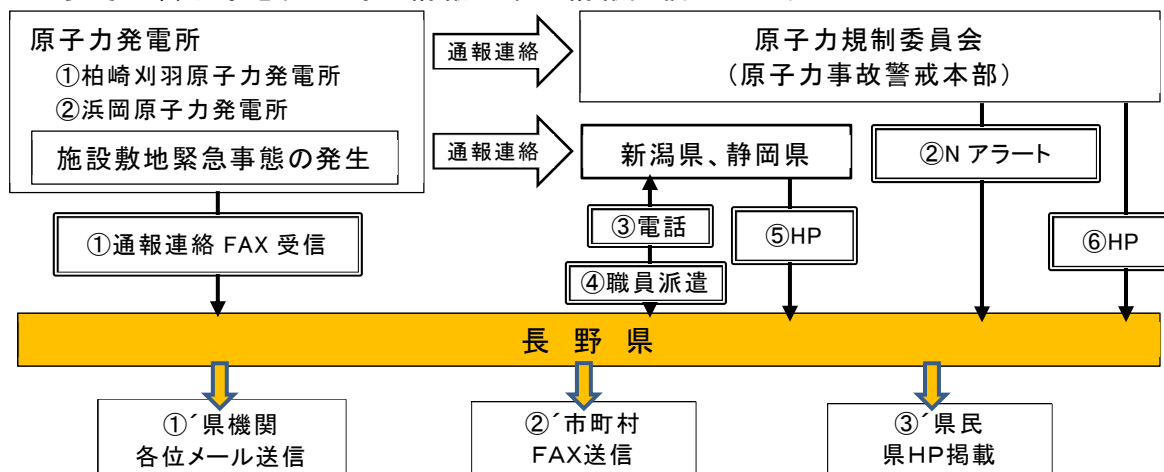
(6) 県ホームページでの情報提供

- ①県ホームページの掲載にあたっては「県の対応状況等」の情報を掲載する。
- ②県ホームページに、立地県・原子力規制委員会の各ホームページをリンクさせる。

(7) 原子力災害警戒・対策本部の設置

原子力災害が発生する恐れがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行うため、速やかに「原子力災害警戒・対策本部」を設置する。(必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。)

参考：警戒事態発生時の情報収集・情報発信フロー図



(8) 情報収集と情報発信の具体的な内容

ア 情報の収集手段と内容

情報の収集	収集手段、内容	①収集手段	②想定される情報の内容
	原子力事業者 (柏崎刈羽原発) (浜岡原発)	1 F A X 専用衛星回線FAX (柏崎刈羽原発のみ) ※危機管理部室内で受信 2 メール ※危機管理部アドレスに受信 3 電話による収集	1 施設敷地緊急事態の発生箇所 2 施設敷地緊急事態の発生時刻 3 発生した施設敷地緊急事態の概要 ①施設敷地緊急事態の種類 ②想定される原因 ③検出された放射線量の状況 検出された放射性物質の状況 又は主な施設・設備等の状態等
	立地県	1 ホームページ 2 電話 3 災害対策本部又はオフサイトセンターへの職員派遣による情報収集	1 緊急時モニタリング情報 2 事故の状況 3 放射性物質放出の状況 4 屋内退避、避難等の状況 5 立地県の体制(災害対策本部等)
	原子力規制委員会	1 Nアラート ※登録者あて緊急情報メール 2 ホームページ	1 避難・屋内退避等の指示情報 2 緊急時モニタリング情報 3 予測を含めた気象情報 4 大気中放射性物質拡散予測
	報道	テレビ、ラジオ インターネット等	1 事故の状況等 2 災害情報

イ 情報の発信手段と内容

情報の発信	発信手段、内容	①発信手段	②情報の内容	
	県 1 知事、副知事、部局長、部局担当者	1 メール 2 知事、副知事へ電話連絡		受信時刻・通報元/発生箇所/事故の概要/放射能漏えいの有無/事故の動向/県の対応の必要性
	2 地域振興局 3 建設事務所 4 保健福祉事務所	1 F A X 2 メール 3 電話 4 ホームページ		1 原子力事業者からのFAXを転送 2 立地県ホームページ情報(リンク) (緊急時モニタリング情報等) 3 原子力規制委員会ホームページ(リンク)
	市町村 1 市町村 2 消防本部	1 F A X 2 メール 3 電話 4 ホームページ		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (注) FAX 転送、ホームページ掲載にあたっては、「長野県の対応状況等」の情報を記載 </div>
	関係機関 1 警察本部 2 自衛隊 等	1 F A X 2 メール 3 電話 4 ホームページ		
県民	ホームページ	1 立地県ホームページ情報(リンク) (緊急時モニタリング情報等) 2 原子力規制委員会ホームページ(リンク)		

全面緊急事態

5 全面緊急事態の発生

①原子炉の全冷却機能喪失、②原子力事業所区域の境界付近で基準(原災法第15条)以上の放射線量等が検出された場合など

活動体制：緊急体制以上

(1) 原子力発電所からFAX(「第15条報告」)、Nアラートによる事故情報を受信

(全面緊急事態報告様式例)

応急措置の概要 (原子炉施設)

内閣総理大臣 原子力規制委員会 (知事 ()市長 ()村長 関係市町村長 殿			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">第15条報告</div>			
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要(同法第15条第1項に係る全面緊急事態の発生)を以下のとおり報告します。			
発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
1 事故件名 : 2 事故発生場所 : 3 事故発生日時 : 4 報告する内容 : 5 発生事象と対応の概要 6 緊急時対策本部その他の事項の概要			

(2) 各位メールの送信

- ①知事・副知事へ電話連絡する。(危機管理部長若しくは危機管理防災課長)
- ②危機管理部職員は、メール文を作成し、「各位メール」を送信する。
- ③各位メールにより、第四次(緊急)参集以上の該当職員を参集させる。

(3) 職員の参集

該当職員はメール受信後、速やかに参集し、緊急体制以上の体制を整える。

(4) 県機関、市町村、防災関係機関へ一斉FAX送信

- ①FAX受信者は、受信した「第15条報告」を、地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所、市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、気象台へ防災行政無線FAXを用いて、一斉に転送する。
- ②FAXの転送にあたっては「県の対応状況等」の情報を記載する。

(5) 情報収集・連絡体制の強化

- ①国原子力災害対策本部、立地県の各ホームページから情報を収集する。
- ②立地県との電話連絡による連絡体制を確保する。
- ③派遣職員により、情報収集を行う。
- ④情報収集に際し、特に留意すべき情報

- ア 長野県への影響
- イ 緊急事態応急対策を実施すべき区域及び居住者等への周知事項
- ウ 原子力緊急事態の概要
- エ 緊急時モニタリング情報
- オ 放射性物質拡散の状況
- カ 屋内退避、避難等の状況
- キ 大気中放射性物質拡散予測

(6) 県ホームページ、緊急・災害情報メールでの情報提供

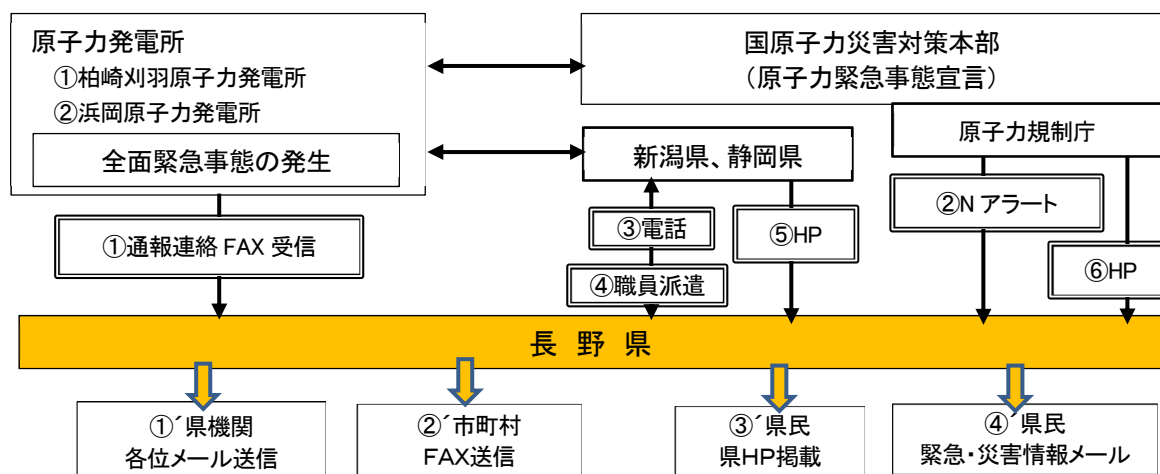
- ①県ホームページの掲載にあたっては「県の対応状況等」の情報を掲載する。
- ②県ホームページは、立地県・国の各ホームページへリンクするようにする。
- ③県内で屋内退避・避難が必要となった場合(退避・避難、飲食物摂取制限に関する情報等)に「緊急・災害情報メール」を配信する。

注意：具体的な方法・内容については、今後、市町村と協議の上、決定するものとする。

(7) 原子力災害対策本部の設置

情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行うため、災害対策本部を設置する。

参考：警戒事態発生時の情報収集・情報発信フロー図



(8) 情報収集と情報発信の具体的な内容

ア 情報の収集手段と内容

情報の収集	収集手段、内容	①収集手段	②想定される情報の内容
	原子力事業者 (柏崎刈羽原発) (浜岡原発)	1 FAX 専用衛星回線FAX (柏崎刈羽原発のみ) ※危機管理部室内で受信 2 メール ※危機管理部アドレスに受信 3 電話による収集	施設敷地緊急事態発生時からの、「発生事象と対応の概要」、「緊急時対策本部とその他の事項の概要」などの進展状況を随時通報
	立地県	1 ホームページ 2 電話 3 災害対策本部又はオフサイトセンターへの職員派遣による情報収集	1 緊急時モニタリング情報 2 事故の状況 3 放射性物質拡散の状況 ①放出量 ②拡散の方向 ③範囲等 4 屋内退避、避難等の状況 5 長野県への影響 ①長野県への放射性物質拡散の可能性 ②長野県での屋内退避等の必要性 ③県境を越えた避難の可能性 等
	原子力規制委員会	1 Nアラート ※登録者あて緊急情報メール 2 ホームページ	全面緊急事態発生時の連絡 ①緊急事態応急対策を実施すべき区域 ②原子力緊急事態の概要 ③緊急事態応急対策実施区域の居住者等に周知させるべき事項 等
	報道	テレビ、ラジオ インターネット等	1 事故の状況等 2 災害情報

イ 情報の発信手段と内容

情報の発信	発信手段、内容	①発信手段	②情報の内容	
	県	1 知事、副知事、部局長、部局担当者	1 メール 2 知事、副知事へ電話連絡	受信時刻・通報元/発生個所/事故の概要/放射能漏えいの有無/事故の動向/県の対応の必要性 1 原子力事業者からのFAXを転送 2 立地県ホームページ情報(リンク) (緊急時モニタリング情報等) 3 原子力規制委員会ホームページ(リンク) 4 長野県の対応 (モニタリング、防護対策の実施等)
		2 地域振興局 3 建設事務所 4 保健福祉事務所	1 FAX 2 メール 3 電話 4 ホームページ	
		1 市町村 2 消防本部	1 FAX 2 メール 3 電話 4 ホームページ	
	関係機関	1 警察本部 2 自衛隊 等	1 FAX 2 メール 3 電話 4 ホームページ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (注) FAX 転送、ホームページ掲載にあたっては、「長野県の対応状況等」の情報を記載 </div>
県民	ホームページ	1 立地県ホームページ情報(リンク) (緊急時モニタリング情報等) 2 原子力規制委員会ホームページ(リンク)		
		緊急・災害情報メール(※注意) 報道機関 等	特に県内で屋内退避・避難が必要となった場合(退避・避難、飲食物摂取制限に関する情報等)	

6 連絡先等一覧

①原子力事業者（柏崎刈羽原発、浜岡原発）

- ア FAX
専用衛星回線 FAX（柏崎刈羽原発のみ）
- イ メール
- ウ 電話、ホームページ

東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所

0257-45-3131（代表）
0257-20-2347（広報部直通）
090-3083-7957（時間外）

東京電力パワーグリッド(株)松本事務所

0263-33-0220（代表）
<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

中部電力パワーグリッド(株)長野支社

090-2559-6364（携帯）
026-232-9060（代表）
050-7773-5257（時間外）
<http://www.chuden.co.jp/>

中部電力(株)浜岡原子力発電所

0537-86-3481（代表）

②立地県（新潟県、静岡県）

- 電話、ホームページ

新潟県原子力安全対策課

025-282-1695（直通）
025-285-2975（FAX）
81-015-401-20-6452（衛星）
<http://www.pref.niigata.lg.jp/>

静岡県原子力安全対策課

054-221-2088（直通）
054-221-3685（FAX）
81-022-700-2078（衛星）
<http://www.pref.shizuoka.jp/>

③原子力規制委員会

- ア Nアラート（原子力規制委員会緊急情報メール）

- イ ホームページ

原子力規制委員会

<http://www.nsr.go.jp/>
<http://kinkyu.nsr.go.jp/>

環境防災Nネット

<http://www.bousai.ne.jp/vis/index.php>

7 その他

(1) 職員の派遣による情報収集

原子力発電所において、「施設敷地緊急事態」又は「全面緊急事態」に該当する事故が発生した場合、立地県（警戒本部、災害対策本部）又はオフサイトセンターに職員を派遣し、事故に関するより詳細な情報を直接収集する。

ア 収集する情報

危機管理部と連絡を取り合いながら、立地県原子力安全対策課やオフサイトセンターから次の情報を収集する。

○事故、放射性物質拡散の状況

- ・事故の詳しい情報、規模拡大の可能性
- ・放射性物質の拡散の状況（放出量、拡散の方向・範囲） 等

○国、所在県の対応

- ・国の対応状況、原子力緊急事態に発展する可能性
- ・所在県の対策の状況（本部体制、報道機関への情報提供等）
- ・所在県の屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等の防護対策の状況 等

○長野県への影響

- ・長野県への放射性物質拡散の可能性
- ・長野県における避難等の防護対策の必要性
- ・長野県への県境を越えた避難の可能性
- ・長野県からの物資等の支援の必要性 等

イ 派遣時の準備品

○通信機器

携帯電話、衛星携帯電話（NTTドコモ又はイリジウム）
災害現地用ノートパソコン1台、充電器具等

○放射能防護資材（緊急の場合、長野市消防局から借用できるよう調整）

簡易防護服、防護マスク、放射線測定器

○その他（必要に応じて）

筆記具、ICレコーダー、食料、水、シュラフ、その他生活用品、
ETCカード、ガソリンカード等

(2) 通報連絡体制がない原子力発電所において重大事故が発生した場合

本マニュアルを準用する。